



令和6年度（2024年度）

第5回定例庁議

令和6年6月14日（金）午前8時30分～
第一応接室（担当：総合戦略室 内線1111）

2 報告事項

- (1) 令和6年度9月補正予算の編成について……………（財 政 部）

庁 議 日 程 に つ い て

第6回定例庁議	7月 2日（火）	8時30分～
第7回定例庁議	7月23日（火）	8時30分～

庁 議 資 料
6 . 6 . 1 4
財 政 部

(報告事項)

令和6年度9月補正予算の編成について

令和6年度9月補正予算の編成について報告するものです。

記

1 予算編成方針

令和6年度予算は、6月補正予算を含め通年ベースでの予算編成済であることから、9月補正予算については、次の経費に限って編成することとします。

- (1) 国、県補助事業の内示及び決定に伴う経費で、補正措置を講じなければ事業執行上、支障をきたす経費、及び執行が困難となった経費
- (2) 第11次基本計画に掲げ、本年度中に事業化が必要な政策的経費
- (3) 300万円以上の契約差金の減額
- (4) 上記以外で、あらかじめ財政部と協議が整っている経費

2 留意事項

(1) 国、県補助事業について

ア 内示額が予算額を下回っている事業については、原則、内示額の範囲内での事業執行とします。

イ 事業の執行に影響が出る場合には、追加要望や他の補助金の取込みを検討するなど、補助金の確保に向け、適切に対応してください。

ウ 補助内示の減に伴う減額補正（他の財源確保の見込みがないもの）についても、9月補正予算で整理します。

エ なお、予定された補助内示が無い場合においては事業を先送りして下さい。

(2) 政策的経費について

ア 総合戦略会議や6月補正予算編成時において指示のあった事業については、事業内容を精査し、今年度中に対応が可能なものは、速やかに事業化を図ってください。

イ 上記ア以外の政策的経費は、総合戦略室と協議が整っている事業以外は、原則として予算の補正は行いません。

(3) 経常的経費について

ア 経常的経費については、当初予算編成時に通年を見通した所要額を計上しているため、年度中途での予算の補正は行いません。

イ 予算の不足が見込まれる場合は、部内の既定経費の組替えや予算流用等により対応してください。

(4) その他

ア 国・県の動向に留意し、財源確保に積極的に取り組んでください。

イ 他の事業の財源とするため、300万円以上の契約差金については、必ず今回、減額補正を要求してください。

ウ 公共事業の執行については、各部の自主管理による適切な執行管理により、事業全般にわたり「早期着手」「早期完成」「早期支払い」に努めてください。

エ 事業の遅れ等による繰越は原則認めませんので、各部において進行管理を徹底し、年度内に完了できるよう努めてください。

3 予算編成日程等

(1) 見積書の提出期限 7月1日(月) 正午 期日厳守

(2) 見積書の提出部数 4部

(3) 査定(折衝)日程予定

- ・ 課長折衝 7月3日(水)～11日(木)
- ・ 部長折衝 7月18日(木)～23日(火)
- ・ 市長査定 8月2日(金)～9日(金)

※ 概ね上記の日程により行う予定ですが、詳細については別途通知します。

担当：財政課 課長 池上 浩平 (内線1340)
